

有機農産物の認証制度について

谷口吉光
秋田県立大学

1

簡単に自己紹介

- 1956(昭和31)年 東京都生まれ 67歳
- 上智大学文学部フランス文学科卒業
- 会社勤めを経て、上智大学文学部社会学科学士入学
- その後大学院に進む。28歳の時、有機農業と産直に出会いのめり込む
- 1991年 秋田県立農業短期大学講師
- 2002年 博士(農学、東京農工大学)
- 2007年～ 秋田県立大学地域連携・研究推進センター教授

簡単に自己紹介 (続き)

- 専門は環境社会学、食と農の社会学
- 農、食、環境の問題の解決に地域の人々と取り組んできた。
- 1996年 地産地消を進める会を設立
- 2010年 NPO法人 はちろうプロジェクトを設立(現在は代表理事)
- 2017~19年 環境社会学会会長
- 2020年~23年 日本有機農業学会会長



今日のお話

- 認証とは何か？
- なぜ、有機農業に認証が必要なのか？
- 有機であることを証明する方法
- 認証制度はどんな条件を満たせばよいか？

5

認証とは何か？

- 「一定の行為または文書の成立・記載が正当な手続きでなされたことを公の機関が証明すること」(「デジタル大辞泉」)
- もともとは英語の certification を翻訳した言葉なので、英語に戻って考えた方がわかりやすい。

certain (形容詞) 確かな、確実な、信頼できる

certify (動詞) certainにする
→ 確かなものにする、証明する、保証する

certification (名詞) certainにすること
→ 確かなものにする、証明すること、保証すること

認証とは何か？（続き）

- 認証するのは公的機関でなくてもよい。実際に民間団体が作った「民間認証」の例はたくさんある。
- 新しい認証を自分たちで作ってもよい。既存の認証制度では足りないところがあれば、それを補うような新しい認証を作っていけばよい。
- 今日は「自分たちが必要とする認証を自分たちで作る」という視点からお話したい。認証のDIY。

7

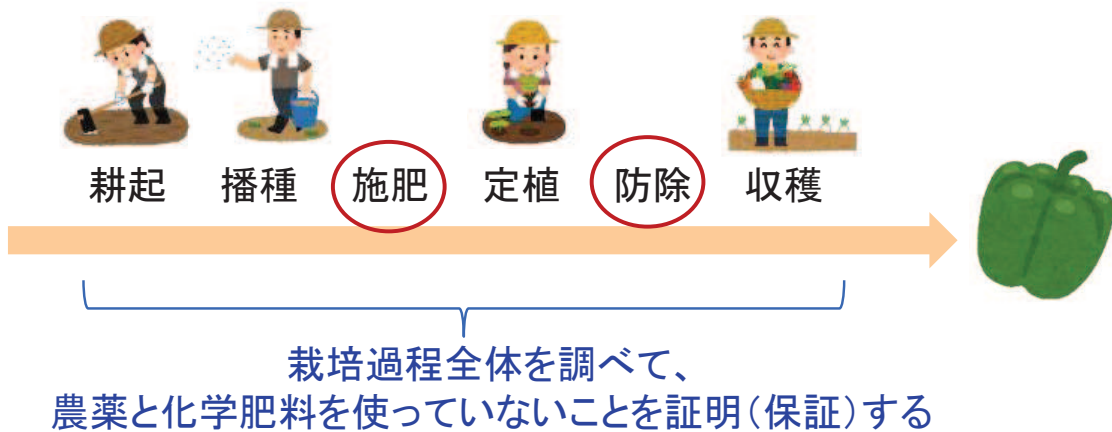
なぜ、有機農業に認証が必要なのか？

- それは、ある作物が有機農業で栽培されたかどうかは作物そのものを検査してもわからないから。
- 見た目、大きさ、重さ、味、栄養など、ほかの農産物の品質とはそこが違う。ほかの品質は農産物を調べればわかるが、有機かどうかは農産物を調べてもわからない。
- もうひとつ厄介なのは、農薬と化学肥料を使わなかったことを証明すること。「使った」ことは証明しやすいが、「使わなかった」という証明は難しい。

8

なぜ、有機農業に認証が必要なのか？

- そこで、栽培期間全体について、施肥と防除に関する作業と資材を全部調べる必要があるという考え方になる。



- 農産物の「検査」ではなく、栽培過程の「認証」という考え方が出てくる。→ 認証の用語では「生産工程管理」という。

有機であることを証明する方法

1. 生産者への信頼(産消提携やブランドなど)
生産者が有機だと自己申告し、消費者がそれを信じる。
2. 第三者認証(有機JAS認証)
生産者や消費者とは別の第三者が法令に従って証明する。
3. 二者認証(生協産直など)
取り引きをしている生産者と消費者が何らかのルールを作って証明する。
4. 参加型認証(PGS)
地域の団体がIFOAMのルールに従って証明する。
5. 地域認証
地域の団体や自治体は何らかのルールを作って証明する。

方法Ⅰ 生産者への信頼

- 1970年代、日本で有機農業が始まった。農薬の危険性や食の安全に危機感を持った少数の農家と消費者が直接農産物をやりとりしていた。
- 社会を変える運動(有機農業運動)だという意識が強かった。
- 生産者と消費者の関係は、人間的な信頼と交流を基盤としていた。産消提携や提携と呼ばれていた。
- 有機農産物かどうかは、**生産者への信頼、産消の交流、消費者の理解によって保証される**という考え方だった。

11

方法Ⅰ 生産者への信頼(続き)

- 特定の生産者と消費者が継続して取り引きしている場合、生産者への信頼は、最も簡単で費用が安い証明方法といえる。
- 産消提携の場合、産消の交流があり、消費者が農業について理解していることが前提となる。
- 反面、生産者はすべての責任を負わなければならない
- どんな状況でも確実に有機栽培でいい作物を育てられるという技術と自信がない場合にはリスクが大きい。
- 信頼に応えられない事態に陥ると、一挙に関係が破綻するリスクがある。

12

方法2 第三者認証

- 特定の生産者と消費者の間には、人間的な信頼関係が生まれる可能性がある。

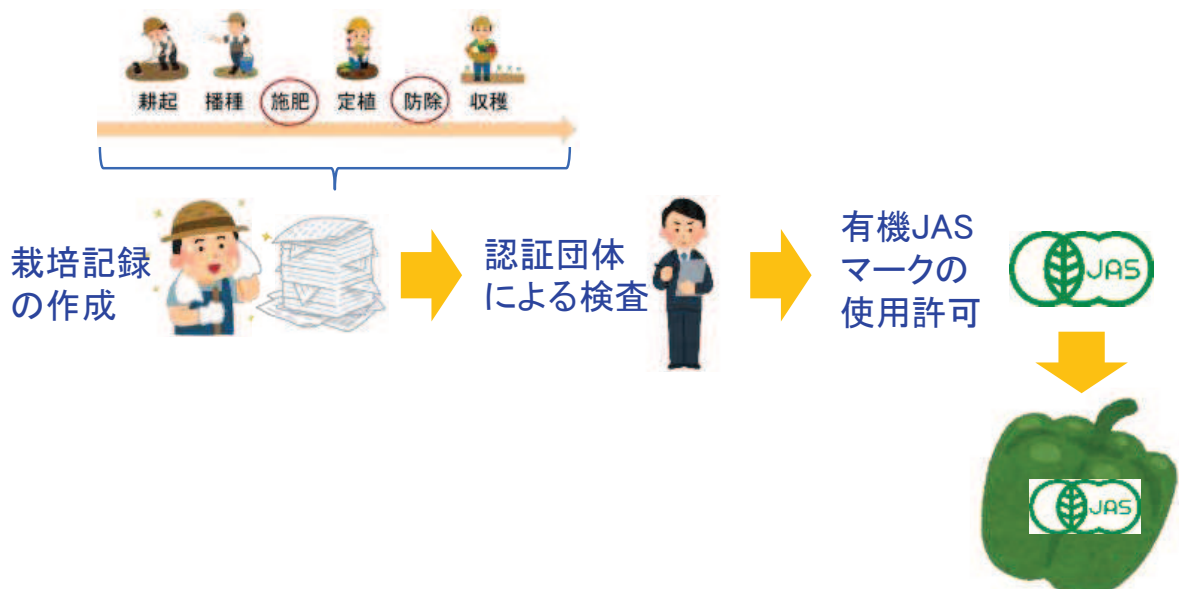


- しかし、一般流通のように、不特定多数の生産者と消費者の間に信頼を作ることとは不可能である。



方法2 第三者認証 (続き)

- 第三者認証とは、取り引きに関係のない認証団体(第三者)が、法令に定められた次の手続きで、生産者が育てた農産物を有機農産物だと証明すること。



方法2 第三者認証(続き)

- 以上を文章にすると、

第三者認証とは、法令に定められた手続きに従って、

①生産者は栽培過程に関する記録(栽培記録)を作る。

②認証団体は、栽培記録のチェックと現地確認によって、生産者の記録が間違いないことを確認する。

③認証団体は②の手続きをもって、生産者が育てた農産物を有機農産物だと決定し、有機JASマークをつけることを認める。

→ ①～③までの手続きをもって、生産者が育てた農産物は有機農産物だと証明されたことにする。

15

方法2 第三者認証(続き)

- 第三者認証はひとつの合理的な方法だと言えるが、有機JAS認証を取得した農家数はずっと4000人と増えていない。
- 有機JAS認証が広がらない理由として、次の2つが言われている。
 - ①手間と費用がかかりすぎる。
 - ②取得しなくても、顧客が取り引きしてくれる。
- それでも取得してうまく活用している農家もいるので、一概に有機JAS認証制度が不要だとはいえない。

16

方法3 二者認証

- 特定の生産者と消費者が継続して取り引きしている場合で、何らかのルールを作って、有機だということを証明する。
- 一例として、パルシステム生活協同組合が行っている「公開確認会」を紹介する。

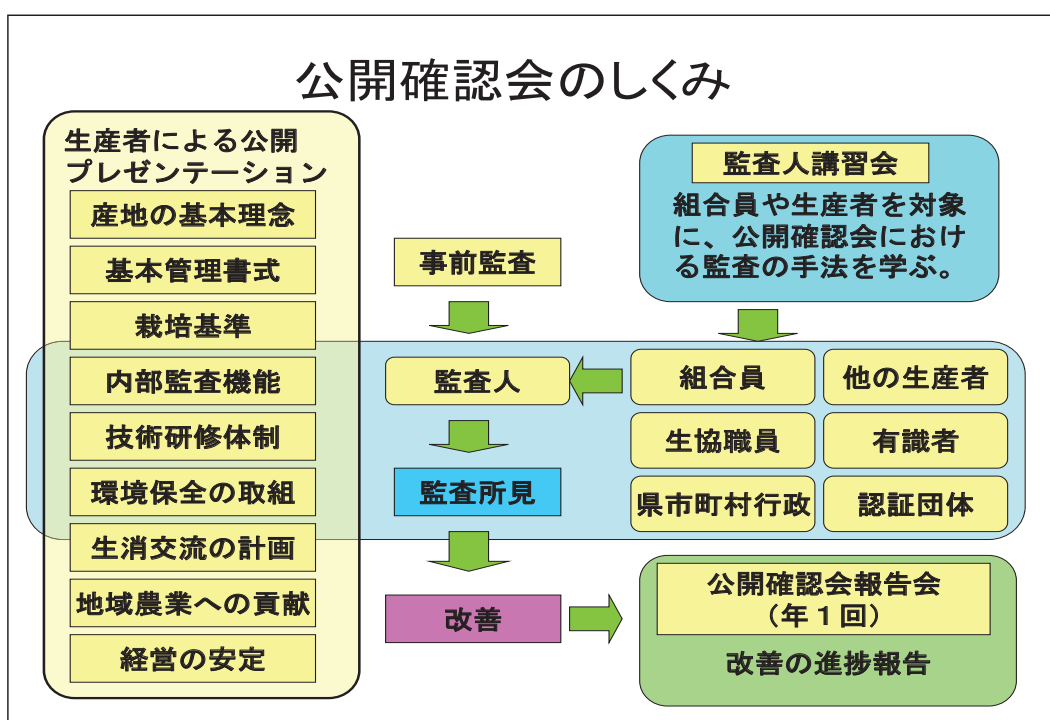
1990年 パルの内部組織である「生産者消費者協議会」が「生産者自主基準づくり」をスタート

1998年 「農薬削減プログラム」をスタート。これを消費者に理解してもらうために、公開確認会をスタートした。

出典：谷口「パルシステムの公開確認会」(2009)

17

公開確認会のしくみ



出典：パルシステム「監査人講習会テキスト」

18

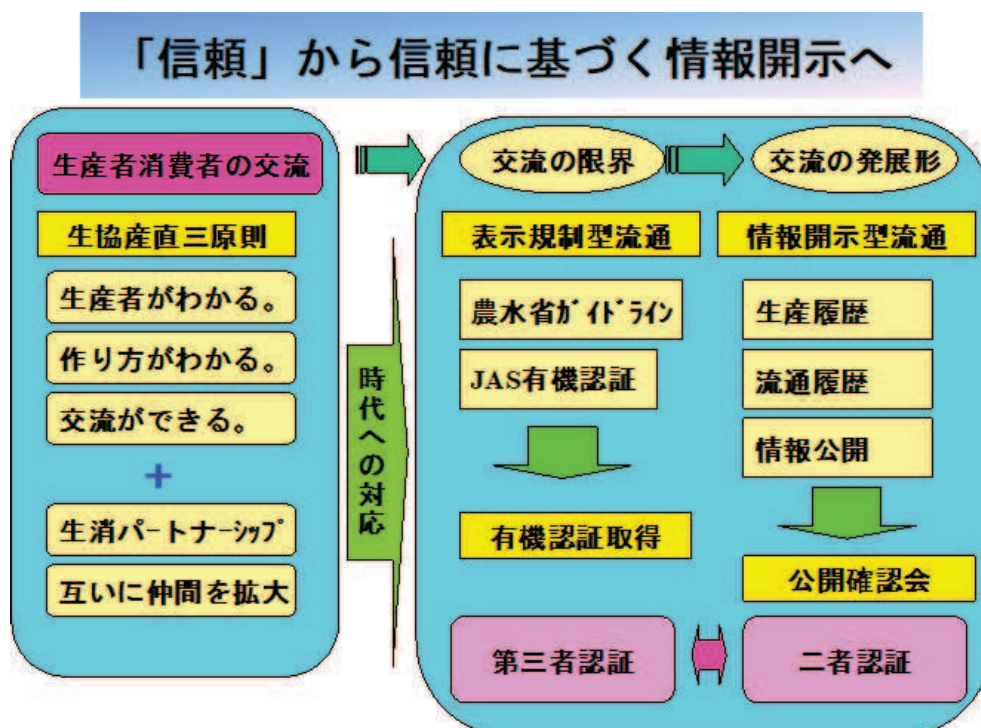
公開確認会の様子



出典: パルシステム埼玉 <https://www.palsystem-saitama.coop/news/pal-saitama-news/232.html>

19

二者認証は第三者認証への対案



出典: パルシステム「監査人講習会テキスト」

20

方法4 参加型認証 (PGS)

- 参加型認証とは地域の団体が国際有機農業連盟 (IFOAM) のルールに従って、農産物が有機だと証明する方法である。
- 原語は Participatory Guarantee Systems という。第三者認証や二者認証と違うのは、**農産物の取り引きと関係のない地域住民が認証に参加する**という点である。

第三者認証は**取り引きと関係のない認証機関**が認証する。

二者認証は**取引先である消費者や生協職員**が認証する。

PGSは**取り引きと関係のない地域住民**が認証する。

21

方法4 参加型認証 (続き)

- 日本で唯一、参加型認証を実施しているオーガニック雫石の事例を紹介する。



JAS認証制度は、農家の書類作成などの負担が大きいことと、JAS認証を持たない有機農業者が有機野菜とラベルすら貼れない状況となってしまう、有機農家の増大にはつながっていません。

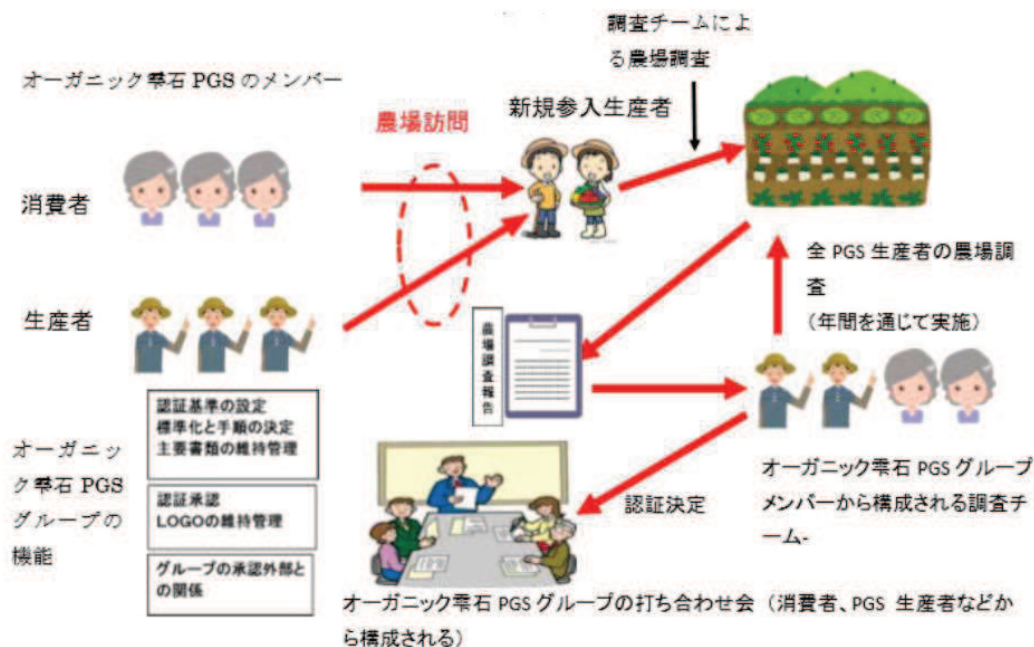
一方、IFOAMにはもっと簡易な参加型の認証制度PGSがあります。これは、**地域ごとに消費者、生産者が中心となって、農場の調査や認証を行い、小規模ながら簡易に有機農業者を増やす仕組み**となっています。このためにはIFORMの正式メンバーになる必要があります。(一部省略)

出典:オーガニック雫石 <https://organicshizukuishi.jimdofree.com/pgs%E3%81%A8%E3%81%AF/>

22

方法4 参加型認証 (続き)

(2)オーガニック雫石PGSグループの活動と組織運営



出典:オーガニック雫石 <https://organicshizukuishi.jimdofree.com/pgs%E3%81%A8%E3%81%AF/>²³

方法5 地域認証

- 地域認証とは地域の団体や自治体は何らかのルールを作って、有機だということを証明する方法。
- 2010年代になって、地域認証を作る動きが広まった。
- それは有機農産物を求める消費者が全国で増えてきたからだろう。有機農産物を求める消費者は大都市だけでなく、どこにでもいる。
- だから、有機農産物の地域内流通の仕組みを作る必要が出てきた。有機農産物の地産地消。

「オーガニックフェスタinあきた」の事例

- 2010年8月、東北初の「オーガニックフェスタinあきた」が開催された。2008年鹿児島県のフェスタに2万人の来場者があったことに大きな刺激を受けた。
- 「日本の南端の鹿児島でも2万人集まるのなら、北端に近い秋田でも集まるのではないか」との期待。
- やってみると、予想を超える1日で3,000人の来場者があり、生産者は大いに勇気づけられた。
- 秋田の成功は東北各県の有機農家にも刺激となった。「秋田でも3千人も集まるのか。それならうちの県でも集まるのでは」という期待感が高まった。

生産者30人、来場者3000人が大集合！



2010年 第1回のフェスタ

「秋田方式」の手順1

- 認証がなくてもフェスタに出展できるようにした。
- それでは「有機」であることをどうやって証明するか？
実行委員の生産者、研究者、消費者が出展者の圃場
で出向いて、栽培方法を確認した（現地確認）。



「秋田方式」の手順2

- 現地確認後、記録用紙に記入し、出展者に署名してもらう。
- この署名をもって、私たちは出展者を信頼することにする。

オーガニックフェスタinあきた2010
出展物の栽培記録（農産物）

作物名	肥料	農薬	認証の有無	備考

以上の通り相違ありません

年 月 日

署名 _____

「秋田方式」の手順3

□ 記録用紙を清書し、当日ブースに置く。

□ これを信じるかどうかはお客さんの判断に任せる。

オーガニックフェスタinあきた2010

出展物の栽培方法（農産物）

ファームガーデンたそがれ

作物名	化学肥料	農薬	認証の有無	備考
トマト	1/2以下	なし	なし	
ゴーヤ	1/2以下	なし	なし	
ズッキーニ	1/2以下	なし	なし	
空芯菜 など	すべて1/2以下	すべて なし	なし	
ハーブ類	なし	なし	なし	

※オーガニックフェスタinあきた2010では、有機農業に取り組む生産者を増やすために、将来有機農業に取り組むという条件で減農薬・減化学肥料栽培以上の農産物の出展を認めています。

※有機JASについては、この条件を満たす野菜・果物・加工食品・畜産物等は秋田県内にほとんど存在しないためフェスタでは有機JASを出展の条件にはしていません。

※フェスタ実行委員が事前に生産者に栽培方法等を確認しています。来場者の皆さんは、このパネルをご覧になり、生産者の説明を聞いて納得した上で購入して下さい。ご質問があれば総合受付までお問い合わせ下さい。



「秋田方式」の概要

- 県内の有機農家(特に野菜・果樹)はほとんど有機JAS認証や特別栽培認証を取得していないと想定された。そのため、通常の認証方法に代わる確認方法を考案した(秋田方式)。

(1) 「有機」に関する基準の策定

- ①有機農業推進法に基づいて「有機」を定義した。
- ②有機農業に取り組む生産者を増やすために、将来有機農業をめざすという条件で、減減栽培以上の農産物も認めた。
- ③有機JASや特裁の認証取得を義務づけなかった。
- ④畜産物は自給飼料を一定以上使っていることを条件とした。
- ⑤加工食品や総菜・料理については主たる原料が有機農産物であることを条件とした。

出展の基準は自分たちで決めていい。

「秋田方式」の概要(2)

(2) 基準を満たしていることを確認するための「現地確認」の実施

- ①フェスタ実行委員会から、有機農家(相馬喜久男氏)、研究者(谷口)、消費者1~2名が事前に出展農家を訪問。圃場見学と農家の説明を聞いた。
- ②「出展物の栽培記録の書式」に、出展物の栽培に使用した農薬と化学肥料の有無を記入し、出展者に署名してもらった。

以上をもって、実行委員会は出展者の申告を事実と相違ないと信用することにした。

「秋田方式」の概要（3）

（3） 対面販売と消費者との対話

- ①フェスタは原則として出展者自身が直接販売することとし、委託販売は認めなかった。
- ②どのような栽培で作ったかを消費者に説明することを求めた。

（4） 栽培カードの作成と表示

生産者の説明を補完するために、「出展物の栽培記録」を清書した「栽培カード」を作成し、出展ブースに表示してもらった。

「秋田方式」の概要（4）

（5） 消費者の自主判断による購入

実行委員会は以上の手続きと情報提供を行ったが、出展者の申告を信用するかどうかは最終的に消費者の判断に任せた。

そのために、「栽培カード」の下に次のような文章を載せた。

※フェスタ実行委員が事前に生産者に栽培方法等を確認しています。来場者の皆さんは、このパネルをご覧になり、生産者の説明を聞いて納得した上で購入して下さい。ご質問があれば総合受付までお問い合わせ下さい。

「秋田方式」の結果

2010年は1日で約3000人、2011年は2日間で約4000人、2012年は2日で約3200人の来場者があったが、表示や説明をめぐるクレームやトラブルは一切なかった。

秋田県は、JASや特裁に依らないこの方法に対して、非常に心配していたが、杞憂に終わった。

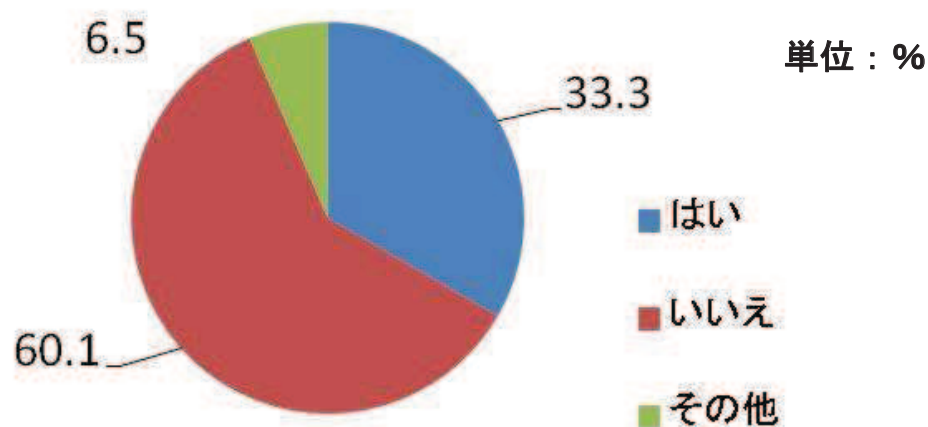
出展者からは「この方法でも十分消費者の信頼は得られる」との声が寄せられている。

有機JASを取らなくても、法律違反にならずに有機栽培の農産物を販売できる方法として評価されている。

来場者アンケートの結果から(1)

2011年に来場者を対象にアンケート調査を実施。153票の回答を得た。

問1 (有機JASマークを見せて)あなたはこのマークがどんなマークか知っていますか。



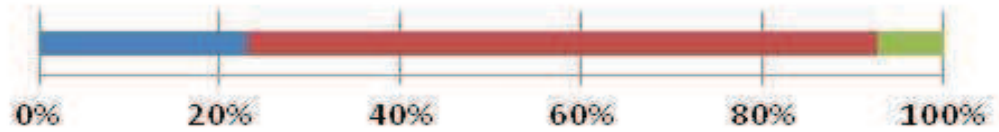
→「はい」33.3%のうち、マークの意味をある程度正確に答えた人は24.2%。

来場者アンケートの結果から(2)

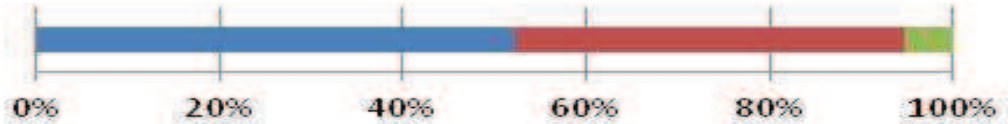
問2 当フェスタで買い物をしながら、次のことを気にしましたか？

単位：%

(1)JAS有機かどうか



(2)無農薬かどうか



(3)栽培カードの記載



(4)生産者の言葉



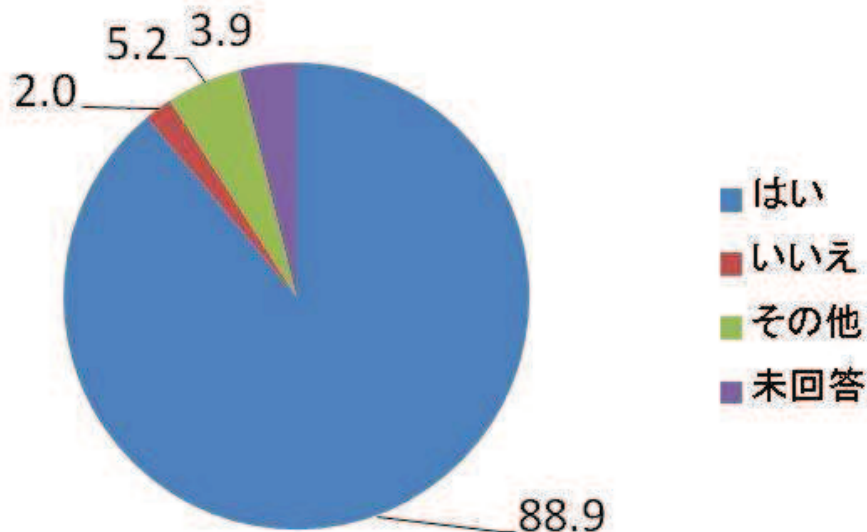
■ 気にした ■ 気にしない ■ 無回答

→来場者は「生産者の言葉」を最も気にしたと回答(65.4%)。

来場者アンケートの結果から(3)

問3 当フェスタで販売されている農産物は有機または減減とされていますが、あなたはそれを信用できましたか。

単位：%

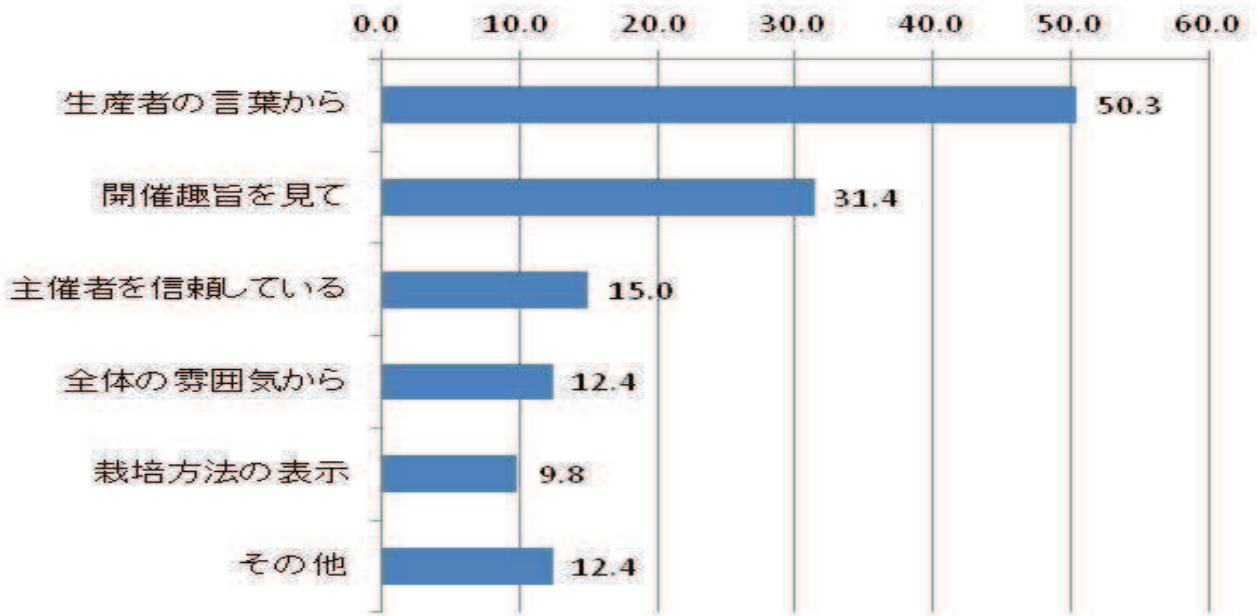


→約90%の来場者が「信用した」と回答(88.9%)。

来場者アンケートの結果から(4)

問3SQ1 (はいの場合)信用できた理由は次のどれですか(複数回答)。

単位：%



→「生産者への信頼」と「主催者への信頼」が複合している。

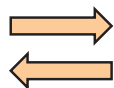
考察

(1) 地域規模の市場(いちば)の形をとったフェスタでは「秋田方式」は生産者と消費者の信頼形成に一定の機能を果たした。

(2) フェスタにおける信頼の構造(生産者への信頼と場への信頼の二重構造になっている)

話し合い・交流を通じた

生産者と消費者の信頼



生産者に対する信頼の根拠

- ① 自信を持って勧められる農産物
- ② 十分な説明
- ③ 生産者の情熱・こだわり
- ④ 生産者の人柄・人間的魅力

フェスタという場に対する信頼

フェスタに対する信頼の根拠

- ① 開催趣旨、② 主催者の実績、③ 現地確認、④ 栽培方法の開示など

新たに認証制度を作る場合の条件

1. 理念・方針・基準を決めて明示する。
2. 理念を実現するための手段として認証を位置づける。
3. 生産者、消費者、主催団体などの責任を明確に決める。
4. 関係者が納得している。
5. できるだけ費用や労力をかけない。
6. トラブルが起こった時の対応をあらかじめ決めておく。

41

国、県、市町村の役割

それぞれが違った役割を担っている(役割の多層性)



民間のプレイヤー



市町村自身がプレイヤー

市町村→自らプレイヤーになるか農家や民間団体を支援する

県→有機農業推進方針に基づき、農家、民間団体、市町村を支援する



国の役割→ボトムライン(最低線)を決める(環境整備)

42



ご清聴ありがとうございました。

tani@akita-pu.ac.jp

パルシステムの公開確認会

谷口吉光（秋田県立大学）

1. 公開確認会発足の背景

○パルシステム生活協同組合連合会は、1都8県の10の地域生協によって2005年に設立された事業連合組織。会員生協全体の組合員数は約120万人、供給高は約1964億円（2008年）。本稿では事業連合と会員生協を合わせて「パルシステム」と呼ぶ。

○パルシステムのルーツは1977年に首都圏にある19中小生協によって結成された「首都圏生活協同組合事業連絡会議」（事業連）にさかのぼる。90年代から事業の共同化と組織合併を繰り返して急速に規模拡大してきた。

○パルシステムの会員生協には当初から産直に熱心なところが多かった。中小生協時代築かれた人間関係や運動理念がのちのパルシステム産直の基礎となった。

○89年、事業連合の結成による産直事業の一本化により、数多くの産地の多様な農産物基準を整合化・向上させる必要性が生じた。その最初の試みが生産者消費者協議会（生消協）による「生産者自主基準」作りであった。産地が連携して自分たちの手で生産基準を作るという野心的な試みだったが、産地体制の未整備や実務能力の限界などによって、成功には至らなかった。

○その後、生協の提案に産地が協力するという形で98年に「農薬削減プログラム」が始まった。この農薬削減プログラムは「高温多湿という日本の風土の中で様々な存在する栽培上の問題の中から、現実的に農薬をできる限り使わず、総量として減らしていくこと、毒性の強いものは使用しない状況を如何に作り出すか」を課題とした。

○大きな特徴として、①農薬削減を産地だけに押しつけるのではなく、参加産地のネットワークと生協が共同する体制を作ったこと、②理念的・運動的なアプローチではなく、無農薬栽培実験や代替技術の試験的利用などを通じた現実的な技術開発を行ったこと、③このプログラムを組合員（消費者）に公開し、参加と理解を促したことなどがある。

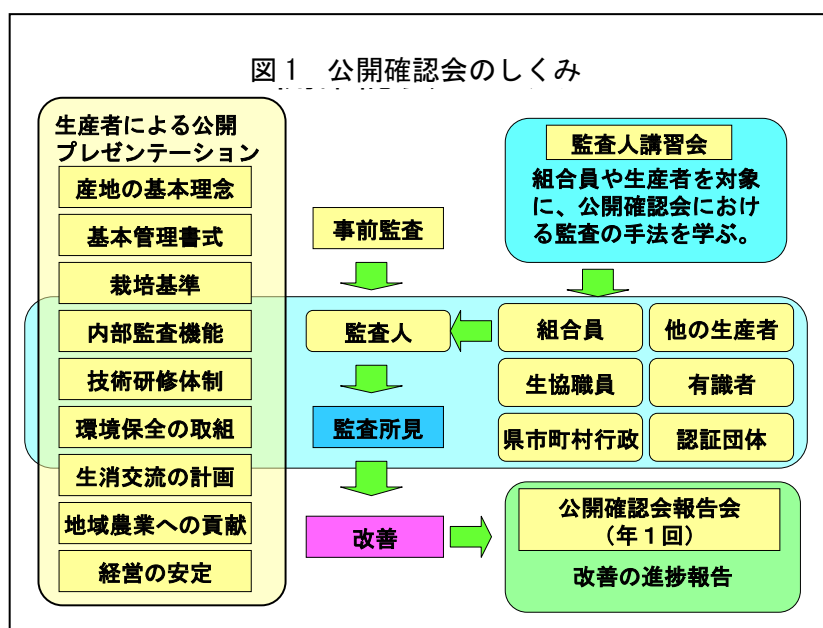
○具体的には、次の6つのプログラムを実施した。①産地への情報提供、②栽培実験の拡大、③産地間の技術交流および生産者の研修、④個人別栽培管理と情報公開、⑤農薬残留検査、⑥消費者の理解である。

○農薬削減プログラムの達成状況を検証する必要性が生じていた98年頃、中島紀一氏・大木茂氏らが提唱した「公開監査研究会」に参加し大きな影響を受けた。当時、JAS有機認証制度作りが進行しており、農薬・化学肥料に関する農産物表示に「基準－記録－検証シス

テム」に基づく客観的な根拠が求められるようになっていた。生産者と消費者の二者による検証システムの可能性に触発されて、パルシステムでは1999年9月11日、茨城ギルドが初めての公開確認会を実施した。

2. 公開確認会の概要

○公開確認会は、①監査人による栽培記録等文書の監査、②生産者による公開プレゼンテーション、③産地の圃場等の視察、④監査人による所見、⑤意見交換から構成される。1泊2日で実施されることが多く、参加人数は70～200名の間で、百数十名の場合も多い。



出典：パルシステム

○消費者「監査人」の育成

「監査人は、消費者の代表として産地の取組みを監査し、監査所見を述べ、監査シートに記述し提出する役割を担います」。

パルシステムは、監査人を育成するために監査人講習会を開催している。

- ① 公開確認会の位置付けや役割についての理解を深めます。
- ② 生協、産直をとりまく農業情勢について共通理解を深めます。
- ③ 有機認証の検査の手法や、法律的な知識を参考に、監査人としての技能を身に付けます。
- ④ 栽培管理記録等各種書などの、帳票の監査の仕方について理解を深めます。

監査人講習会は初級と中級がある。初級監査人講習会は1日の座学と資格試験から成り、中級は産地に出かけていきフィールドワーク形式で監査の仕方を学ぶ。原則として、中級監査人から公開確認会の監査人が選ばれる。

表1 パルシステム公開確認会の実施状況(1999年～2009年)

No.	日付	産地	産地数	
1	1999年9月11日	茨城ギルド	1	青果
2	1999年11月27日	ジョイファーム小田原	1	2 青果
3	2000年6月16日	JAつくば市谷田部	1	青果
4	2000年6月23日	JAみどりの	1	米
5	2000年7月20日	ちば緑耕舎	1	米
6	2000年8月26日	JAささかみ	1	米
7	2000年11月11日	大紀コープファーム	1	5 青果
8	2001年6月23日	JAこまち・JAあきたふるさと	2	米
9	2001年7月21日	JA常盤村・八峰園	2	青果
10	2001年8月18日	花咲農園・オーリア21	2	米
11	2001年10月27日	茨城産直センター	1	青果
12	2001年11月17日	つくば有研	1	青果
13	2001年11月24日	御坂うまいもの会	1	青果
14	2002年1月26日	旭村悟空・サンドファーム旭	2	青果
15	2002年3月23日	さんまる柑橘同志会	1	12 青果
16	2002年6月7日	ノーザンびーふ産直協議会(ふーど)	1	畜産
17	2002年6月29日	JA山形おきたま	1	米
18	2002年7月18日	JAいわて花巻	1	米
19	2002年8月9日	ポーランド	1	畜産
20	2002年8月19日	(農)アップルファームさみず	1	青果
21	2002年10月12日	米沢郷牧場(鶏肉)	1	畜産
22	2002年10月12日	全農パールライス東日本	1	米
23	2002年11月15日	佐原農産物供給センター	1	青果
24	2003年1月17日	沃土会	1	青果
25	2003年2月20日	長有研・南有研	2	11 青果
26	2003年5月22日	薄農場	1	畜産
27	2003年7月17日	JA庄内たがわ・庄内協同ファーム	2	米
28	2003年8月21日	ゴールド農園	1	青果
29	2003年9月19日	和郷園	1	青果
30	2003年10月2日	までっちキン生産者連絡協議会	1	畜産
31	2003年10月17日	東京山手食糧	1	米
32	2003年11月20日	野菜くらぶ	1	青果
33	2003年12月12日	首都圏とんトン協議会	1	畜産
34	2004年1月16日	栃木元気会	1	青果
35	2004年2月19日	無茶々園	1	青果
36	2004年3月18日	JAおとふけ・大牧農場	2	13 青果
37	2004年6月3日	ノーザンびーふ産直会議(こんせん)	1	畜産
38	2004年6月24日	JAえちご上越	1	米
39	2004年7月16日	白州たまご生産組合	1	畜産
40	2004年8月5日	士別農園・士別市多畜有機農業研究会	2	青果
41	2004年7月22日	サンファーム・青木農園	2	青果
42	2004年9月17日	有機農法ギルド	1	青果
43	2004年10月20日	パンラート農協	1	青果
44	2004年11月5日	北浦軍鶏	1	畜産
45	2004年11月19日	八街産直会	1	青果
47	2005年2月17日	水俣みかん共同出荷組合	1	12 青果
48	2005年5月19日	JA北いぶき	1	米
49	2005年7月14日	山形コープ豚産直協議会	1	畜産
50	2005年7月12日	天童道満果実同志会	1	青果
51	2005年8月27日	JAつくば市谷田部	1	米
52	2005年9月15日	トキワ養鶏農業	1	畜産
53	2005年9月29日	JA土幌及び土幌町肉牛振興会	1	畜産
54	2005年10月22日	フィリピンATC	1	青果
55	2005年11月11日	ジョイファーム小田原	1	青果
56	2006年2月16日	JAふくおか八女	1	9 青果
57	2006年7月1日	JA魚沼みなみ公開確認会	1	米
58	2006年9月15日	JALいぶすき(鹿児島くみあい食品)	1	青果
59	2006年9月28日	林牧場	1	畜産
60	2006年11月8日	薄農場	1	畜産
61	2007年2月17日	JAちばみどり海上産直部会	1	青果
62	2007年3月15日	こんせん牛乳	1	6 畜産
63	2007年7月19日	大潟村産地会議(花咲農園・オーリア21)	2	米
64	2007年9月20日	榎本牧場	1	畜産
65	2007年10月11日	トップリバー	1	青果
66	2007年10月17日	トウカーワット農園経営農民会	1	青果
67	2007年12月8日	酪農家の牛乳	1	畜産
68	2008年1月26日	茨城産直センター	1	青果
69	2008年2月19日	西宇和果実出荷組合	1	8 青果
70	2008年6月19日	JAふらの公開確認会	1	米
71	2008年7月17日	雄勝りんご同志会公開確認会	1	青果
72	2008年7月23日	日本の稲作を守る会公開確認会	1	米
73	2008年8月18日	エコシュリンプ公開確認会	1	水産
74	2008年9月18日	ふーどの牛肉公開確認会	1	畜産
75	2008年10月23日	田浦マルタ公開確認会	1	青果
76	2008年11月19日	あいづグリーンネット公開確認会	1	7 青果
77	2009年6月26日	庄内産直ネットワーク(米・生きもの調査)	2	米
78	2009年7月31日	JA新しいわて(米・飼料米)	1	米
79	2009年10月29日	ナカシヨク(豚肉・アニマルウェルフェア)	1	畜産
80	2009年11月14日	フィリピンATC(バナナ)	1	青果
81	2010年1月22日	ちば風土の会(野菜・コア・フード)	1	青果
82	2010年2月19日	紀ノ川農協(果樹)	1	青果
		合計	92	

○公開確認会は2009年までの11年間に合計82回(92産地)実施された(09年度は一部予定を含む)。作物別の回数の内訳は青果42回、米19回、畜産19回、水産1回である。また海外産地での公開確認会を5回実施している。

3. 「検証システム」としての公開確認会の特徴：JAS有機認証と比較しながら

(1) 目的の違い

○JAS有機認証では、監査の目的は栽培記録や栽培実践と有機JAS基準との整合性の確認だが、パルシステムの公開確認会では「産地の理念・組織概要を含めた『産地のあり方』を消費者である生協組合員がより深く理解することが目的」「生産者と消費者がより深く理解し合うための交流の発展的なシステム」(野村和夫産直事業部長)とされる。基準と実態との整合性の監査というよりは、消費者の産地理解、農業体験や産直交流とは違った形の生産者・消費者交流という性格が強い。

○公開確認会場で深刻な不整合が指摘されたことはほとんどない。JAS有機認証を取得している産地では栽培記録等は十分に監査されており、公開確認会で不整合が発見される可能性は低い。また公開確認会に先立って生協職員による事前監査が行われており、問題があればその時点で修正される。

○また、公開確認会における監査項目は、消費者が1日の監査で実行できるように簡素化されている。その意味でも本格的な監査とは性格が違う。

○監査人になった消費者にとって、公開確認会は①監査人に選ばれたことへの責任感と緊張感、②産地の姿勢や生産の実態を垣間見ることによる発見と感動がある。通常の産地交流では消費者は「お客さん扱い」されるが、公開確認会ではそうでない。11年間やってきて公開確認会がマンネリ化しないのは、消費者の緊張感と感動をうまく組織化できている点にあるようである。

(2) 手法の違い

○パルシステムでは公開確認会の特徴を「生産者主体・二者認証・組合員参加・公開性」の4点にあるとしている。

①生産者主体：公開確認会は産地が主体となって実施することになっている。その前提には、「各産地は自らの組織理念等に基づいた栽培管理・内部監査のシステムを持っている」という考え方がある。言いかえると、監査システムは「産地の内部監査」がまず基本にあって、それを補強するものとしてJAS有機認証や公開確認会があるという位置づけである。

②二者認証・組合員参加：パルシステムには誰でも組合員になれば、希望すれば誰でも監査人になれるしくみになっているから、「二者」といっても閉ざされたシステムではなく、誰にでも開かれたオープンシステムになっている。パルシステムや産地に親近感を持たない「他者」が監査人になって産地を批判する可能性もあるから、二者認証だからといって必ずしも内輪で自己満足的な検証システムになるわけではない。

③公開性：JAS 有機認証の監査が資格を持った監査人だけが行うのに対し、公開確認会では監査人講習会を受けた監査人、パルシステムの職員、他の生産者、自治体職員など数十人から百数十人が参加する。大勢の視線にさらされることによって産地の生産者が責任感や自覚を新たにしている効果は期待できるだろう。

(3) 公開確認会は JAS 有機認証の代替物には成り得ない

○公開確認会はあくまで産地とパルシステムの関係性のなかでのみ成立している。「パルシステムの公開確認会で検証を受けたから」といって、産地が他の取引先の認証を免れるわけにはいかない。逆に、JAS 有機認証はその有効性を法的に担保されることによって、取引先との関係性から独立した産地独自の信用を得る。

○パルシステム自身は JAS 有機認証に対して敵対的ではなく、むしろその取得を奨励している。「二者認証は JAS 有機認証にとって代わるものではない。第三者認証には独自の役割がある」（前出野村部長）というのがパルシステムの JAS 有機認証に対する認識である。

4. 最後に：公開確認会を事例に考える二者認証の可能性

○公開確認会の機能には「事業評価」の側面と「新たな産消交流の形」という側面がある。それはなお細分化され、それぞれ独自に展開していく可能性がある（表 2）。

表 2 公開確認会の機能と今後の展開方向

	内 容		今後の展開方向
事業評価	産地・生協の共同事業の評価	➡	経済・経営面の評価を加える。 他の共同事業にも拡大する。
	産地の自己点検・自己評価	➡	産地の自己管理力強化の手法 として、指標を変えて、産地主体 で継続的に行う。
	生協の自己点検・自己評価	➡	生協の運営方針や事業計画に より創造的にフィードバック する。
新たな産消交流 の形	産地の姿勢や生産の実態を垣 間見ることによる消費者の農 業理解の深化	➡	経済・経営・農村・生きものな どの評価を加えて、消費者の農 業・農村理解を一層深める。

○公開確認会に対する他の生協の関心は高まっているという。しかし、それぞれの流通企業が独自の二者認証を始めれば産地には新たな負担が増すだけ。そこで二者認証のシステムとして公開確認会の手法を情報開示してもらって、これを全国の二者認証のデファクトスタンダードにしたらどうだろうか。

謝辞：本報告をまとめるに当たって、パルシステム産直事業部の野村和夫部長から情報提供をいただきました。お礼申し上げます。

公開確認会のしくみ

■公開確認会とは

- ・農畜産物の食に関わる安全性や生産者の努力を消費者自身が確かめるシステムです。…「消費者の自己責任」
- ・パルシステムの産直が目指す4原則に照らして、産地を適正に評価するシステムです。(通常3原則のところ、パルシステムでは、③の環境保全型農業をプラスして4原則としています。)

※以下4原則(P.37参照)

- ①生産者・産地が明らかであること
- ②生産方法や出荷基準が明らかで生産の履歴がわかること
- ③環境保全型・資源循環型農業を目指していること
- ④生産者と組合員相互の交流ができること

- ・生産者と消費者がより深く理解し合うための交流の発展的なシステムです。
- ・「生産者主体」・「二者認証」・「組合員参加」・「公開性」を特徴とします。

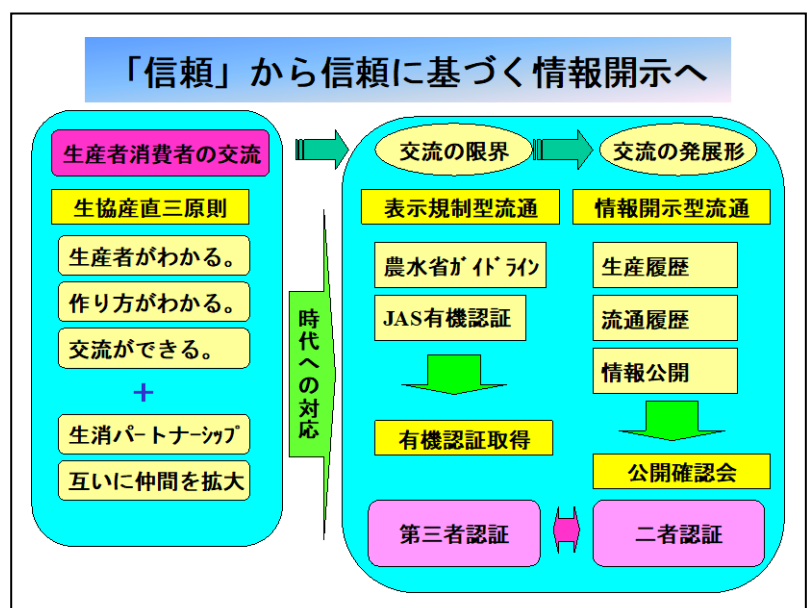
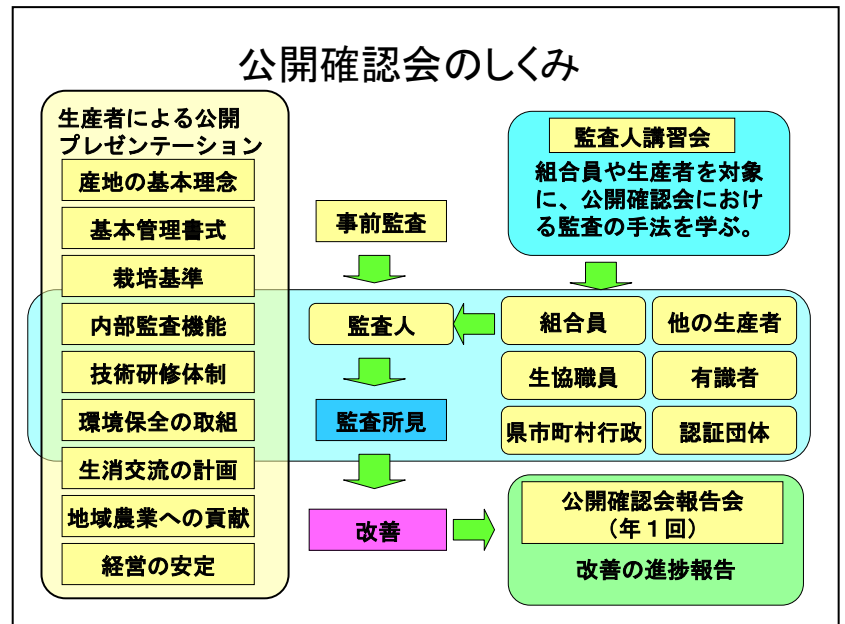
■監査人講習会とは

- ・監査人は、消費者の代表として産地の取組みを監査し、監査所見を述べ、監査シートに記述し提出する役割を担います。
- ・監査人講習会は、産地を適正に評価するために、必要な技能と基礎的知識を習得することを目的とした講習会です。

- ① 公開確認会の位置付けや役割についての理解を深めます。
- ② 生協、産直をとりまく農業情勢について共通理解を深めます。
- ③ 有機認証の検査の手法や、法律的な知識を参考に、監査人としての技能を身に付けます。
- ④ 栽培管理記録等各種書などの、帳票の監査の仕方について理解を深めます。

■初級監査人講習会

- ・監査人講習会の初級は、公開確認会のイメージをつかみ、公開確認会の一般参加や監査人になるに際して、身につけておくべき知識と技能を修得する講習会です。



- ・ 公開確認会の目的と役割、パルシステムの産直政策、監査のあり方（監査人の心構え）を学び、実際の産地の管理帳票を使つてのワークショップ形式で、生産情報を理解するための下地をつくります。
- ・ 監査人講習会修了者は、公開確認会だけでなく、産地交流などの場においても、生産者と消費者、食と農をむすぶコーディネーターとして活躍していただくことを目標とします。

■中級監査人講習会（フィールドワーク形式）

監査人講習会で習得した知識を、実践で生かせるように、産地で監査の実技講習を行ないます。農産（果樹・野菜）・米部門編と畜産編で実施されます。

- ① 監査の視点となる課題（評価すべき産地の取組み・社会的な課題）を明確にします。
- ② 監査にあたって、実際の生産者からのヒヤリングの方法と心得、圃場や出荷場での監査方法を学習します。
- ③ 実際に圃場や出荷場、調整施設を訪ねて模擬監査を実施します。
- ④ 最後に「監査シート」を作成します。評価するにあたって根拠となる事実（書類名及び確認した事実）を明示し、適否の判断と、改善事項を明らかにします。

※畜産では、防疫上の観点から畜舎に立入ることが適当ではないと判断した場合、別途会場で生産者を招いて実施します。

■公開確認会誕生の歴史

首都圏コープ事業連合（現パルシステム連合会）では、1997年に作られた「禁止農薬タスク」から'98年「農薬削減プログラム」が生まれました。この農薬削減プログラムでは、「高温多湿という日本の風土の中で様々な存在する栽培上の問題の中から、現実的に農薬をできる限り使わず、総量として減らしていくこと、毒性の強いものは使用しない状況をいかに作り出すか」を課題としています。そして、農薬を減らしていくリスクを、生産者のみに押し付けるのではなく、技術的な支援や消費者自身の理解を得ていくことの必要性を説きました。最終的に「禁止農薬」のリストではなく、「優先排除農薬」「問題農薬」（P28参照）と名称を変えてしてリストアップし、農薬削減を生消の共同課題としました。そして、そのために6つのプログラムを提起しました。

<p>プログラム①</p> <p>【産地への情報提供】</p> <p>生産者を対象にした学習会やパンフレットの作成など、積極的な情報提供をはかります。</p>	<p>プログラム②</p> <p>【栽培実験の拡大】</p> <p>無農薬や減農薬による栽培実験継続・拡大。収穫量全体のコストなどを調査していきます。</p>	<p>プログラム③</p> <p>【産地間の技術交流及び生産者の技術研修】</p> <p>近郊産地会議や品目別会議などで、成功例の紹介や技術交流を推進します。</p>
<p>プログラム④</p> <p>【個人別栽培管理と情報公開】</p> <p>個人別圃場別に農薬使用や栽培記録を管理し、産地と生協が情報をオープンにします。</p>	<p>プログラム⑤</p> <p>【残留農薬検査】</p> <p>農薬残留検査を強化。残留が確認された場合は直ちに改善を要請します。</p>	<p>プログラム⑥</p> <p>【消費者の理解】</p> <p>消費者に、生産者の負う農薬削減のリスクや、農業に対する理解を広めていきます。</p>

「農薬削減プログラム」を真剣に実行すればするほど、それらのことを検証する必要性が強まりました。「実際に産地は記録管理を実施し、基準に添った栽培をしているか。」「産地の努力は、消費者に十分に理解され、広まっているか。」こうした疑問の中から、「消費者による産地の検証」という問題意識が生まれ、ここに公開確認会が誕生したのです。

■重ねられてきた公開確認会の意義

- ① 産地の持つ理念や歴史も含めて、生産者消費者の産直にかかわる共通認識を作る、あるいは再認識できる。
- ② 不適合とされた点については、共通の課題として双方向的に解決の可能性をさぐる。不適合の原因は単に生産者側に求められるものではなく、生産者と消費者との理解に隔たりがある場合に存在することも多い。
- ③ 他の産地、特に同様の農畜産物を生産している産地の参加は、相互に刺激となっており、指摘し、学び、反省し、ともに発展する方向性をもたらす。
- ④ 行政関係者の参加によって、産地の存在が、改めて、あるいは新たに地域に認識される。
- ⑤ 産地自身が、あらためて組織の成り立ちや、組織理念を確認することで、組織を見直し、活性化する。
- ⑥ 公開確認会は、農畜産物にかかわるその時々の問題を取り上げ、課題化する。食品流通の諸問題(偽装事件)、食料自給率問題など。
- ⑦ 組合員が参加できる仕組みであり、消費の原点である、「消費者の自己責任」を果たすことができる。「消費者の自己責任」とは、現地に行って見て触れて納得し、自己の責任において消費することを言う。
- ⑧ 生協の産直事業の普遍性を提起する方法として、公開確認会は広がる可能性を持っている。



帳票監査の様子 (ふーどの牛肉公開確認会)



公開確認会会場の様子 (雄勝生産同志会公開確認会)



脱塩施設見学の様子
(あいづグリーンネットワーク公開確認会)



生きもの調査様子
(日本の稲作を守る会公開確認会)

有機JAS認証を取得していない 有機農家の動向に関する一考察 ～「有機農業基礎データ作成事業」をもとに～

秋田県立大学

谷口 吉光

1. 有機JAS認証制度をめぐる政策課題

(1) 国産有機農産物の生産停滞

- ・海外で認証された有機農産物 約144万トン
国内で認証された有機農産物 約 4万8千トン(本城、2012)
- ・有機JAS認定農家数は4,000戸弱で頭打ち。
- ・グローバル化に対する戦略なき対応。国産有機農産物の生産振興を忘れた有機JAS認証制度。

→「有機JAS認証制度が日本の有機農業の発展を阻む」
(本城、2012)

1. 有機JAS認証制度をめぐる政策課題(続き)

(2) 有機農業推進法による有機農業の新たな定義

- ・有機JASの定義が食品表示に限定されているのに対し、推進法の定義は有機農業全体に対する包括的な定義。有機JASの相対化、限定化。

有機農業に関する表記全般＝推進法

「有機農産物」という商品表示
＝有機JAS

- ・これによって、有機JAS認証を必要としない販売方法が可能に。
例:「オーガニックフェスタinあきた」における「秋田方式」

1. 有機JAS認証制度をめぐる政策課題(続き)

(3) 推進法の変質と有機JAS改革の必要性

- ・事業仕分けによって、モデルタウン事業は「産地収益力向上対策事業」に。有機農業を「強い農業」育成政策への取り込み。
- ・有機農業支援対策の政策目標が「有機JAS農産物の5割増加」に。

政策目標
有機JAS認定農産物の生産量を26年度までに5割増加

<主な内容>

1. 全国段階での有機農業普及・参入促進支援

(1) 有機農業参入促進対策

農業者等の有機農業への参入を促進するため、有機農業の参入希望者を対象とした相談活動、有機農業者等の交流活動、研修の受入先等の情報の整備、インターネットを活用した情報提供等の実施を支援します。

(2) 有機農業普及啓発対策

実需者等の有機農業に対する理解と関心を増進するため、施策説明会を含ん

出典:農水省

2. 「有機農業基礎データ作成事業」の概要

- 有機JAS認証を取得していない有機農家(非JAS有機農家)に関する初めての全国調査。2010年度、MOA自然農法文化事業団が農水省の委託を受けて実施。
- 1) 「有機農業者」の定義
- ①有機JASで認められているもの以外の農薬・化学肥料を使用していないこと。
 - ②遺伝子組換え作物を栽培していないこと。
 - ③農家(耕地面積が10a以上の個人世帯か、年間農産物販売金額が15万円以上の個人農家)であること。
 - ④過去1年間に有機農業で生産された農産物の販売実績があること。
 - ⑤有機農業を実施している農地は固定されていること。

2. 「データ作成事業」の概要(続き)

2) 調査の方法

一次調査:各都道府県の有機農家数の調査

- ①調査対象地域は2005年の農林業センサスをもとに、各都道府県の中から農家数、耕地面積ともに20%以上になるように無作為に市町村を選択。
- ②調査対象は有機JASを取得していない有機農家。
- ③具体的な調査方法は調査員59名が、都道府県などを通して基本的な情報を収集した上で、調査員が現地に足を運び、直接農家に聞き取り調査を行った。

二次調査

一次調査で見つかった有機農家の中から600人を無作為に抽出し、属性調査を行った。調査は原則として調査員による直接聞き取り調査。有効回答数は573票(95.5%)。

3. 主な結果

(1) 全国の有機農家数の推計

- ・全国の非JAS有機農家の数は7,865人と推計。
- ・この数に2010年3月31日現在の有機JAS取得農家3,815人を加えると、全国の有機農家数は11,680人(約12,000人)と推計される。
- ・非JAS有機農家は有機JAS取得農家の2倍強存在することが明らかになった。

しかし、「惜しくも対象から外れた自称有機農業者も多数いることがわかった」(p.11)。調査の基準を緩めればこの数はもっと増える可能性がある。

3. 主な結果(続き)

(2) 非JAS有機農家数の推移

表2 有機農家数の推移(推定)

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
全体	8,764	10,045	10,981	11,323	11,859
うち有機JAS取得農家	2,258	3,319	3,830	3,815	3,994
うち非JAS有機農家	6,506	6,726	7,151	7,508	7,865

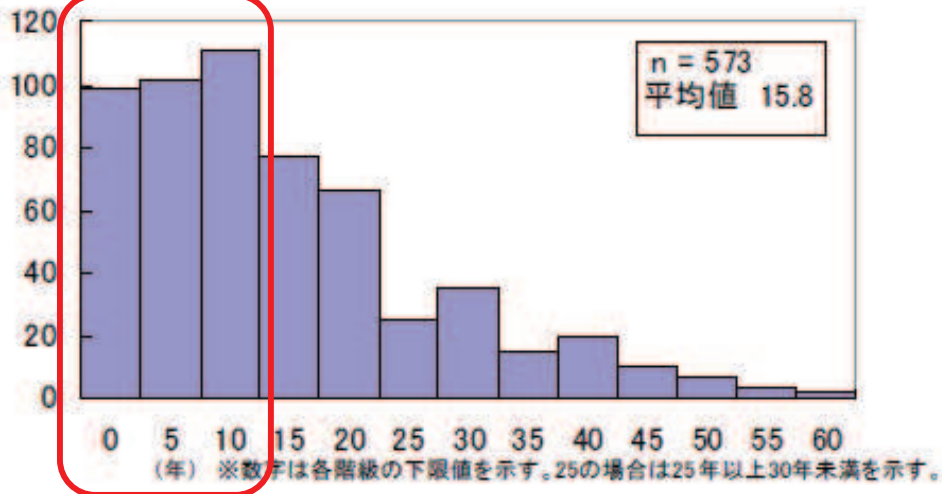
出典: 農水省

- ・農水省は「有機農家数は(…)平均で年率5%強の伸び率で増加している」と述べているが、これは有機JAS農家と非JAS有機農家を合わせた数字。
- ・実際には、有機JAS農家は4千人目前で頭打ち(実数値)。
- ・JAS有機農家は5年間で約20%と着実に増加しているように見える(推定値)。

3. 主な結果(続き)

(3) 有機農業を始めてからの年数

図2 有機農業を始めてからの年数

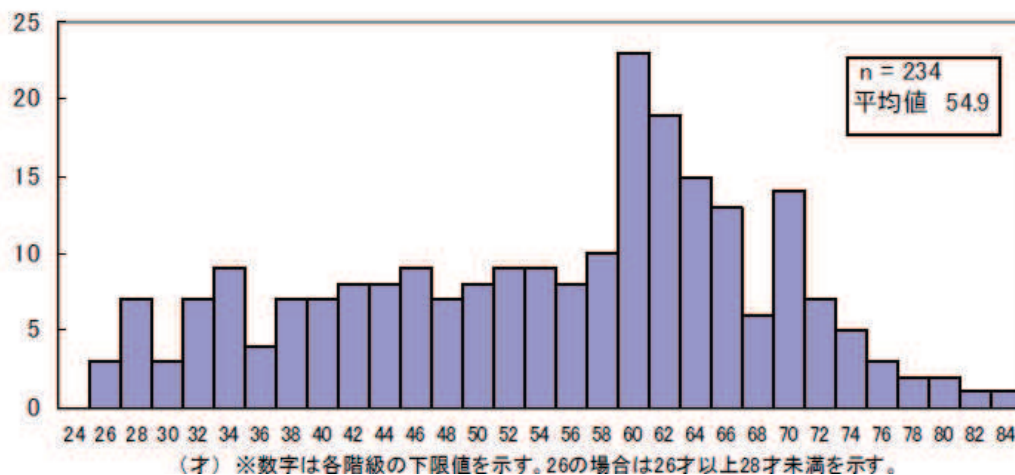


出典: MOA(2011、p.12)

- ・有機農業を始めて10年以下の人が全体の41%を占める(MOA、2011、p.11)。非JAS有機農家数は過去15年ほどの伸びが著しい。

3. 主な結果(続き)

(4) この10年で有機農業を始めた農家の年齢分布



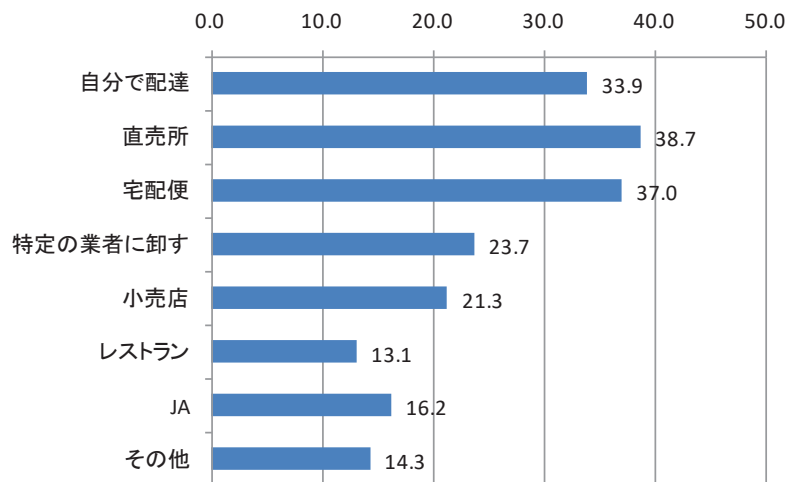
出典: MOA(2011、p.51)

- ・60代以上を中心に、20代から80代まで幅広い年齢に渡っている。さまざまな人が新規就農しているようである。

3. 主な結果(続き)

(5) 有機栽培農産物の販売先

図3 有機栽培農産物*の販売先

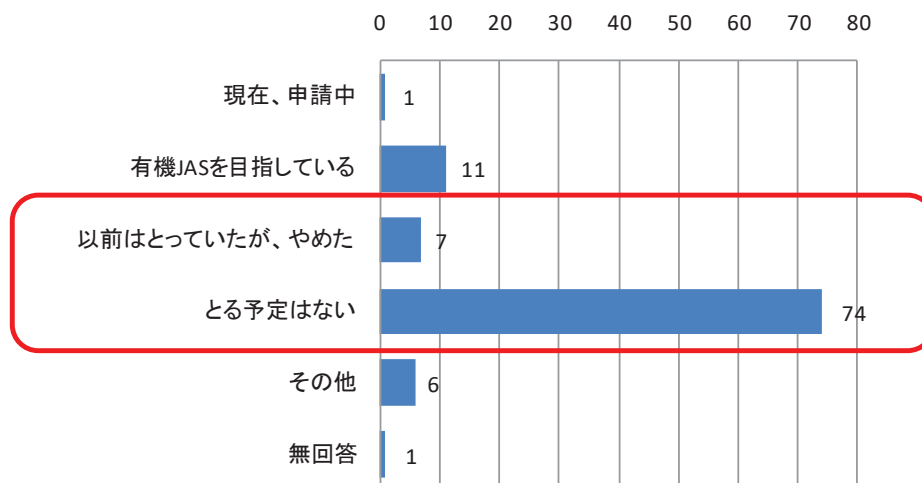


出典:MOA(2011、p.21)をもとに筆者作成

- ・「自分で配達」「卸売り」「小売店」「外食」など販売先は幅広い。
- * 本稿では非JAS有機農家が栽培する農産物を「有機栽培農産物」と表記する。

3. 主な結果(続き)

(6) 非JAS有機農家の有機JAS認証取得の意向

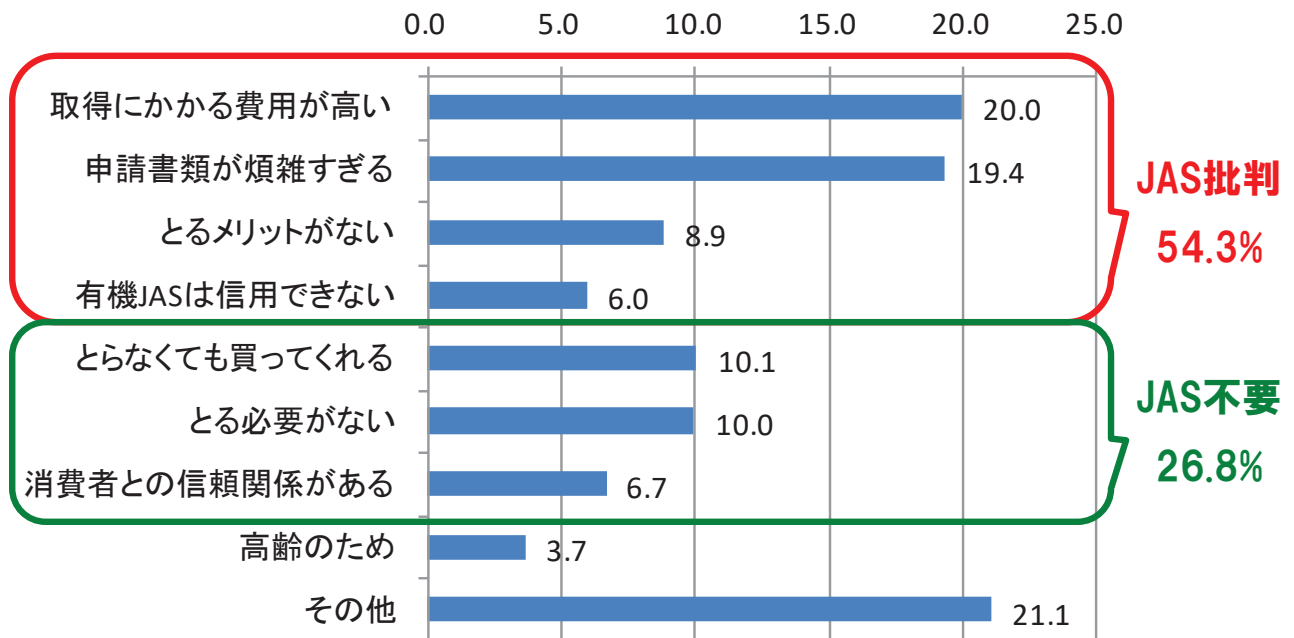


出典:MOA(2011、p.23)をもとに筆者作成

- ・「有機JASに申請中」と「目指している」を合わせて12%が有機JAS認証取得を予定。それに対して、「以前はとっていたがやめた」と「とる予定はない」を合わせて81%は有機JASの取得を考えていないと回答。

3. 主な結果(続き)

(7) 有機JAS認証取得を考えない理由



4. まとめ

「有機農業基礎データ作成事業」により次のことが示唆された。

- ①非JAS有機農家は有機JAS取得農家の2倍強存在する(4千人対8千人)。
- ②有機JAS農家数は停滞しているが、非JAS有機農家数はこの10年で約70%増加している。
- ③この10年の新規就農者の年齢層は幅広い。
- ④非JAS有機農家の80%は有機JASの取得を考えていない。
- ⑤その理由は「有機JAS批判」と「有機JAS不要」の2つに大別できる。

5. 考 察

- (1)この10～15年、有機JAS認証を取得しない新規就農者が大幅に増加している。
- (2)こうした非JAS有機農家の多くは有機JAS認証を必要としていないし、取得する意向もない。
- (3)また、彼らと取り引きをしている流通業者も有機JAS認証を必要としていない。

- (4)有機JAS認証制度は、こうした有機農業の最近の実態から乖離している。
- (5)有機JASを必要としない販売機会（PGSあるいは無認証販売）の政策認知と支援が必要である。